

小牧市水道事業給水条例(昭和33年小牧市条例第10号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第13条)
- 第3章 給水(第14条—第23条)
- 第4章 料金及び手数料(第24条—第32条)
- 第5章 管理(第33条—第38条)
- 第6章 貯水槽水道(第39条・第40条)
- 第7章 補則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小牧市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 小牧市水道事業の給水区域は、小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年小牧市条例第18号)第3条第2項第1号に規定する区域とする。

2 小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項に規定する水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず、配水管の敷設がされていない所又は工事に支障があるときは、給水しない。ただし、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、給水することができる。
(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第37条において同じ。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等を提出しなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者が第1項の規定により給水装置工事を施行する場合において必要と認めるときは、申込者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等を提出しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等に対処するため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該配水管への取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費

- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事の申込者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後これを精算する。

(工事費の分納)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより管理者の承認を受けて分納することができる。

(給水装置の管理)

第11条 配水管への取付口から屋外止水栓までの給水装置の管理は、管理者が行う。

第12条 削除

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならぬ。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(量水器の設置)

第18条 給水量は、市の量水器により計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(量水器の貸与)

第19条 量水器は、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもつて量水器を管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために量水器を亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又はその住所に変更のあつたとき。

- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。
- (私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。
(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕を要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
(料金)

第25条 料金は、別表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

- 2 私設消火栓を演習用に使用した場合の料金は、1箇所使用時間10分ごとに100円とする。ただし、使用時間が10分未満のときは、10分として算定する。
- 3 別表の口径別及び用途別の適用基準については、管理者が別に定める。
(料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に使用水量を計量し、その計量した使用水量を各月均等とみなして料金を算定する。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもつて料金を算定することができる。
(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) 量水器に異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種類以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額

- 2 月の途中においてその口径又は用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。
(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みのとき、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2月をまとめて徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。

- 2 水道使用者等は、料金を口座振替の方法により納入することができる。
(手数料)

第31条 手数料は、申込者から申込みがあつた際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

- (1) 管理者による給水装置工事の設計 設計額の100分の5以内の額
- (2) 第7条第1項の指定 1件につき1万円
- (3) 第7条第1項の指定の更新 1件につき7,000円
- (4) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。) 1回につき1,000円

(5) 第34条第2項の確認 1回につき5,000円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由を継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第8条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金又は第31条の手数料を指定期間に内に納入しないとき。

(2) 水道使用者が正当な理由がなく第26条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないととき。

(給水装置の切離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第18条第2項の量水器の設置、第26条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 詐欺その他不正の行為によつて第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

- 2 令和2年5月から同年10月まで及び令和4年7月から令和5年2月までの検針に基づき徴収する料金(市、国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人その他これらと密接な関係を有する団体で市長が定めるものから徴収する料金を除く。)に係る第25条の規定の適用については、別表中「600円」とあるのは「0円」と、「1,000円」とあるのは「0円」と、「1,400円」とあるのは「0円」と、「2,500円」とあるのは「0円」と、「3,800円」とあるのは「0円」と、「6,200円」とあるのは「0円」と、「14,000円」とあるのは「0円」と、「23,500円」とあるのは「0円」とする。

附 則(昭和47年条例第45号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、この条例の規定に基づき徴収する水道料金は、昭和48年4月1日以降における最初の検針日から適用する。

附 則(昭和48年条例第16号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第2号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、この条例の規定に基づき徴収する水道料金は、昭和51年4月1日以降における最初の検針日から適用する。

附 則(昭和51年条例第26号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第51号)

1 この条例は、昭和55年12月1日から施行する。

2 この条例による改正後的小牧市水道事業給水条例別表の規定は、昭和56年1月分の料金(料金の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。)から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第17号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(小牧市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第15条の規定による改正後的小牧市水道事業給水条例別表の規定は、平成元年5月分(定例日が5月の場合は、6月分。以下この項において同じ。)として徴収する料金から適用し、同年5月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第12号)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日以前に共用給水装置を設置し、管理人を選定して管理者に届け出ている者については、改正後的小牧市水道事業給水条例別表の規定は、平成6年3月分(定例日が3月の場合は、4月分。以下同じ。)として徴収する料金から適用し、同年3月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第34号)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市水道事業給水条例第25条第1項及び別表の規定は、平成8年6月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(小牧市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第14条の規定による改正後的小牧市水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成9年6月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第10号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前的小牧市水道事業給水条例第5条の規定により申込みをした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第4号)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第40号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(小牧市水道事業給水条例等の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条、第13条及び第20条の規定による改正後の各条例の規定は、平成26年6月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第43号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(小牧市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第6条の規定による改正後的小牧市水道事業給水条例の規定は、令和元年12月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第43号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第25条関係)

料金1月につき

料金種別 口径及び用途別	基本料金		超過料金	
	基本水量	料金	超過使用水量	料金 (1立方メートルにつき)
口径別	13ミリメートル	5立方メートル	600円	15立方メートルまで 75円
	20ミリメートル	5立方メートル	1,000円	16立方メートルから35立方メートルまで 120円
	25ミリメートル	5立方メートル	1,400円	36立方メートルから55立方メートルまで 150円
	30ミリメートル	5立方メートル	2,500円	56立方メートル以上 175円
	40ミリメートル	5立方メートル	3,800円	
	50ミリメートル	5立方メートル	6,200円	
	75ミリメートル	5立方メートル	14,000円	
	100ミリメートル	5立方メートル	23,500円	
用途別	湯屋用	口径別基本料金に準ずる		1立方メートル当たり 90円
	臨時用	1立方メートル当たり 240円		